

大和市公告第5号

大和市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和62年大和市条例第40号）第2条の規定により、地区計画等の案を作成したので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地区計画等の案については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに意見書を提出することができる。

平成30年1月25日

大和市長 大 木 哲

1 地区計画等の種類及び名称

下鶴間山谷南地区地区計画

2 地区計画等の位置及び区域

大和市下鶴間字乙三号の一部

3 縦覧場所及び意見書の提出場所

大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 縦覧期間

平成30年1月26日（金）から2月8日（木）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）。ただし、日曜日及び土曜日を除く。